

# 令和6年度サービス管理責任者実践研修・児童発達支援管理責任者実践研修 開催要項

## 1. 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とします。

## 2. 実施主体

島根県（実施機関：島根県社会福祉協議会 島根県福祉人材センター）

## 3. 期日・定員・会場

期別	期日	開催場所	定員
前期	eラーニングによる受講（約3時間）10月9日（水）～10月16日（水）		96名
後期	令和6年10月23日（水）～24日（木）	朱鷺会館 （出雲市西新町2丁目2456-4）	

## 4. 受講対象者等

申し込みは、島根県内事業所等に限り（ただし、現在他県にお住まいの方で、今後島根県内の事業所に従事される方は除く）。同一事業所内で優先順位をつけてください。

**以下の表①から④のいずれかに該当し、かつ⑤に該当する方で、事前課題の作成が可能なる方。**

①	サービス管理責任者等研修（基礎研修）修了後、本研修の受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業所等その他の事業所等において通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者。
②	サービス管理責任者等研修（基礎研修）受講開始日において既に実務経験者（サービス管理責任者等として従事することができる年数をいう）であって、サービス管理責任者等研修（基礎研修）修了後、本研修の受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業所等又は指定障害児入所施設若しくは指定障害児通所支援事業所において通算して6ヶ月以上、個別支援計画作成に係る一連の業務に従事した者。 <b>（事前に指定権限のある県または松江市に「個別支援計画の作成の業務に関する届出書」の提出があること）</b>
③	平成31年4月1日において、旧カリキュラム（平成30年度以前）のサービス管理責任者等研修を修了した者であって、同日以降に相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者となった者（①に定める期間、相談支援の業務若しくは直接支援の業務に従事した者又は②に定める期間、個別支援計画作成の業務に従事した者に限る）。 <b>（事前に指定権限のある県または松江市に「個別支援計画の作成の業務に関する届出書」の提出があること）</b>
④	平成30年度までに旧カリキュラムのサービス管理責任者等研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分のみも可）を修了した者で、令和5年度末までに「サービス管理責任者等更新研修」を修了していない者。 （①に定める期間、相談支援の業務若しくは直接支援の業務に従事した者であること又は②に定める期間、個別支援計画作成の業務に従事した者であることを要しない。）
⑤	サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者として従事しているまたは従事しようとする者。

## 5. 受講申込及び受講決定等について

- 令和6年8月29日（木）12時まで受付ます。 ※期限を過ぎての受講申込は受け付けません。
- 申込期間中に「島根県福祉人材センターホームページ（<https://www.shimane-fjc.com/>）」にアクセスして、『研修受講サポートシステム』のマニュアルをダウンロードし、入力手順にしたがって申し込んでください。  
**事業所の登録→受講者の登録→事業所へ申込確認メールが到着して申込み完了です。**  
※同一事業所において複数名申し込むことは可能です。  
※申込みは基本的に事業所を通しておこなってください。（個人での申込はできません。）
- 申込と併せ、下記書類をアップロードし添付してください。

上記表	添付書類	※添付する必要書類が全て準備できた状態で申込入力を行ってください
①	・修了証の写し サービス管理責任者基礎研修又は児童発達支援管理責任者基礎研修または両方 ※県外で基礎研修を受講された方は「相談支援従事者初任者研修」修了証（講義部分のみを含む）もご提出ください。 ・実務経験証明書 様式1-①又は様式1-②又は両方	
②	・修了証の写し サービス管理責任者基礎研修・又は児童発達支援管理責任者基礎研修又は両方 ※県外で基礎研修を受講された方は「相談支援従事者初任者研修」修了証（講義部分のみを含む）もご提出ください。 ・実務経験証明書 様式2-①又は様式2-②又は両方と併せて様式2-③ ・指定権者に事前届出を行った「個別支援計画の作成の業務に関する届出書」の写し	

③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修了証の写し サービス管理責任者研修(分野別)又は児童発達管理責任者研修又は両方 (平成30年度以前)</li> <li>・修了証写し又は 相談支援従事者初任者研修(全科目) (平成31年度以降)</li> <li>受講証明書の写し 相談支援従事者初任者研修(サービス管理責任者等資格に必要な6科目) (平成31年度以降)</li> </ul> <p>【上記と併せて、以下のア又はイの書類をご提出ください。】</p> <p>ア) 実務経験証明書 様式1-①又は様式1-②又は両方</p> <p>イ) 実務経験証明書 様式2-③、指定権者に事前届出を行った「個別支援計画の作成の業務に関する届出書」の写し</p>
④	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修了証写し又は サービス管理責任者研修(分野別)又は児童発達管理責任者研修又は両方 (平成30年度以前)</li> <li>受講証明书写し 相談支援従事者初任者研修(講義部分のみ可) (平成30年度以前)</li> </ul>

- (4) 受講を決定した場合、締切後概ね2週間で「受講決定通知書」を送付します。また、**定員を超える申込みがあった場合は同一事業所内の優先順位を考慮して受講者を選考します。**受講をお断りする方には、その旨お知らせします。
- (5) 受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。記載されている振込期日までに所定の方法により受講料をお振込みください(振込手数料はご負担ください)。**受講料 ひとり 3,000円(消費税非課税)**
- (6) 決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講を取り消される場合、振込期日までにご連絡頂いた場合のみ受講料を返金いたします。ただし、返金にかかる振込手数料はご負担頂きます。
- (7) eラーニングのパスワード等は別途送付します。再発行は出来ませんので、大切に保管してください。
- (8) この受講決定は事業所等における配置要件を満たすことを確約するものではありません。実務経験が配置要件を満たすかについては、指定権限のある県または松江市におたずねください。

## 6. 修了証書の交付等

- (1) 定められた日程を修了された受講者には島根県知事名の修了証書が交付されます。
- (2) 地震、台風等やむを得ない事情以外の理由による遅刻は一切認めません。  
※法人、施設等においては、受講者が全日程を受講できるよう調整等を行ってください。
- (3) 欠席、遅刻、早退等により要件を満たさない場合や受講態度が著しく不良であると認められた場合(注1)、または内容を理解していないと判断された場合は、発行されない場合がありますのでご了承ください。

注1) ①他の受講者、研修会場に迷惑をかける行為  
 ②研修の円滑な実施を妨げる行為(講師等から注意を受けても受講態度が改善されない、グループワークに等において消極的な態度も含む)  
 ③研修に参加する者として好ましくない行為(携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為を行う、居眠り等)  
 ④事前課題が適切に実施されていないと判断された場合

## 7. その他

- (1) 昼食は各自ご準備ください。
- (2) 研修期間中の出席管理に伴い各講義後に出席簿にサインをしていただきます。(印鑑は不要)
- (3) 会場は室温調整が十分にできないこともありますので、衣服等で調整できるようにご準備ください。
- (4) 研修中の録音・録画は一切禁止とさせていただきます。
- (5) 駐車場に限りがございますので、できるかぎり公共交通機関をご利用ください。
- (6) 地震・台風など、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合には、研修受講サポートシステムに登録したファックス番号(勤務先等)に一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページにも掲載します。  
なお、研修当日の急な荒天等、実施の判断がつかない場合は、ホームページを確認の上、対応してください。
- (7) インフルエンザ等健康状態により、受講をご辞退いただく場合があります事を予めご了承ください。
- (8) 感染症対策の一環として、マスク着用を推奨します。
- (9) 車椅子席の用意等合理的配慮が必要な方は、受講申込時にご連絡ください。

## 8. 申込み・お問合せ先

社会福祉法人島根県社会福祉協議会(島根県福祉人材センター)  
 〒690-0011 松江市東津田町1741番地3 いきいきプラザ島根2F 担当/足立・永瀬  
 TEL 0852-32-5975 FAX 0852-32-5956 <https://www.shimane-fjc.com/>

## 9. 会場案内

《朱鷺会館》出雲市西新町2丁目 2456-4番地 TEL 0853-24-9857  
 ◎ JR西出雲駅南口から徒歩10分 ◎ JR西出雲駅の南500m「しまね花の郷」隣

受講者の皆様に関する個人情報は、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。  
 その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。

## 令和6年度 サービス管理責任者実践研修・児童発達支援管理責任者実践研修 日程表

【前期】eラーニング 令和6年10月9日（水）～10月16日（水）

科目
障がい者福祉施策と児童福祉施策の最新の動向（60分）
サービス担当者会議等におけるサービス管理責任者の役割（50分） （多職種連携や地域連携の実践的事例からサービス担当者会議のポイントの整理）
（自立支援）協議会を活用した地域課題の解決に向けた取組（50分）

【後期1日目】 令和6年10月23日（水） 朱鷺会館（出雲市西新町2丁目2456-4）

時間	科目
8:30～9:00	受付・開会
9:00～11:00	モニタリングの方法
11:10～12:00	個別支援会議の運営方法
12:00～13:00	昼食休憩
13:00～16:40	個別支援会議の運営方法

【後期2日目】 令和6年10月24日（木） 朱鷺会館（出雲市西新町2丁目2456-4）

時間	科目
8:30～9:00	受付・開会
9:00～10:30	サービス提供職員への助言・指導について
10:40～12:40	実地教育としての事例検討会の進め方
12:40～13:40	昼食休憩
13:40～15:30	サービス担当者会議と（自立支援）協議会の活用についてのまとめ

※時間配分はあくまで予定です。変更の可能性がありますのであらかじめご承知おきください。

### ◎サービス管理責任者の配置が必要なサービス

- |                                     |                                 |                                     |
|-------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 自立訓練(生活訓練) | <input type="checkbox"/> 共同生活援助 | <input type="checkbox"/> 自立生活援助     |
| <input type="checkbox"/> 自立訓練(機能訓練) | <input type="checkbox"/> 就労移行支援 | <input type="checkbox"/> 就労継続支援 A 型 |
| <input type="checkbox"/> 就労継続支援 B 型 | <input type="checkbox"/> 就労定着支援 | <input type="checkbox"/> 療養介護       |
| <input type="checkbox"/> 生活介護       | <input type="checkbox"/> 施設入所支援 |                                     |

※居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・短期入所・重度障害者包括支援は該当しません。

### ◎児童発達支援管理責任者の配置が必要なサービス

- |                                   |                                     |                                      |
|-----------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 児童発達支援   | <input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス | <input type="checkbox"/> 居宅訪問型児童発達支援 |
| <input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援 | <input type="checkbox"/> 福祉型障害児入所施設 | <input type="checkbox"/> 医療型障害児入所施設  |

## eラーニングのイメージ

### ◆必要動作環境

インターネット環境、メールアドレス、動画視聴が可能なパソコン・タブレット・スマートフォン等が必要です。  
動画は転送量が大いため、モバイル通信ではなく Wi-Fi 環境でのご利用を推奨します。

### ◆ログイン方法



① 島根県福祉人材センターのトップページから「eラーニングサポートページ」を開きます。



② eラーニング受講をクリックします。



③ ログイン ID とパスワードを入力すると学習画面が表示されます。